

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
神川町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出  
があった。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	榊 豊彦	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二千五百五十八番地